

2020（令和 2）年 9 月 9 日

文化審議会著作権分科会
法制度小委員会 図書館関係の権利制限規定
の在り方に関するワーキングチーム 御中

一般社団法人日本新聞協会
編集委員会 新聞著作権小委員会

図書館関係の権利制限規定の見直し（デジタル・ネットワーク対応）に関する意見

全国の多くの図書館には、新聞を収蔵していただき、また記事データベースなどのデジタルサービスも数多くご契約いただいております。標記見直しに関して、多くのコンテンツの提供者として、今回ご提示いただいた論点に対しての意見など述べさせていただきます。

1. 新型コロナウイルスによる影響について

今般の新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館等により、インターネットを通じた図書館資料へのアクセスなどについてのニーズが顕在化していることは、理解しております。

知的財産推進計画 2020 で掲げられた「絶版等により入手困難な資料をはじめ、図書館等が保有する資料へのアクセスを容易化するため、図書館等に関する権利制限規定をデジタル化・ネットワーク化に対応したものとすることについて、研究目的の権利制限規定の創設と併せて、権利者の利益保護に十分に配慮しつつ、検討を進め、結論を得て、必要な措置を講ずる」という趣旨について反対するものではありませんが、個別の施策については、特に権利者の利益保護の点に注意いただき、慎重に検討を進めていただきたいと思います。

2. 絶版等資料へのアクセスの容易化について

図書館等への物理的なアクセスができない場合にも、絶版等資料を円滑に閲覧することができるよう、国立国会図書館が、一定の条件の下で、絶版等資料を各家庭等にインターネット送信することを可能とすることの検討については、以下の点を考慮していただきたいと思います。

◇「絶版」の定義

新聞においては、各社で創刊号等からの紙面・記事データベースやマイクロフィルムを整備し、注文に応じて過去の新聞を読めるよう、データや紙など様々な形で販売している例が多数あります。

こうした場合は、その販売サービス上で紙面等の閲覧が可能なことから、過去の新聞を絶版と見なして送信可能な対象とすることには慎重であるべきだと考えます。

資料未整備のため古い新聞の閲覧が困難な場合も、安易に絶版と見なさず当該新聞社の意向を確認いただきたいと思います。その上で、送信可能な対象とすることもあり得るものと考えます。

◇送信の形態

新聞社の意向を確認した上で送信可能とする場合には、閲覧者の制限方法などについても、該当新聞社の意向を尊重すべきと考えます。

3. 図書館資料の送信サービスについて

権利者の利益保護を前提に、図書館等が一定の要件の下で、図書館資料のコピーを利用者にFAXやメール等で送信可能とすることについては、コロナ禍の状況でのニーズがあること、デジタル・ネットワーク技術の発展を踏まえて課題となっていること、は理解しています。しかしながら、意見を聞いた新聞社からは、既存ビジネスに影響を及ぼしかねないという観点から慎重な検討を求める声の一部寄せられており、現段階では、時間をかけて慎重な検討を進めていただくよう要望いたします。

なお、制度の検討に当たっては、①紙の新聞からコピー・スキャンした記事を送信する場合、②新聞デジタル版（電子版）から印刷した記事を送信する場合、③有料契約されているデジタルサービスからプリント・保存した記事を送信する場合と、分けて検討すべきものと考えます。

①紙の新聞からコピー・スキャンした記事を送信

送信後の流出防止策（電子形式での複製等を技術的に禁止する等）や、利用登録時の契約方法など万全の方策を講じることが制度スタート時に可能なのか、との観点から、現時点での送信サービスには慎重な意見が寄せられました。

具体的な利用方法については、連日申請してクリッピングのような使い方をする、連載記事をすべて入手する、といった方法への懸念があります。また、発行当日の新聞記事を送信されてしまうことには、より強い懸念が出されました。こうした使い方は、販売している新聞に代替してしまう恐れがあります。さらに、司書等による適否判断をきっちりに行っていただく体制作りも、検討の前提として必須と考えます。

②新聞デジタル版（電子版）から印刷した記事を送信

紙の新聞からの送信と同じく、送信後の流出などへの懸念から、現時点での送信サービスには慎重な意見が寄せられています。特に写真については、紙の新聞より鮮明な画像が印刷されると予想され、流出防止の技術的措置が望まれます。

また、利用規約で公衆送信や譲渡を禁じている事例が相当数あると思われるので、サービス提供社との調整・合意を実施の前提とすべきだと考えます。

③有料契約されているデジタルサービスからプリント・保存した記事を送信

対象となるのは、各新聞社が有料で提供する記事データベースサービスやフォトサービス等ですが、基本的に送信提供の対象外としていただきたいと思います。これらは新聞や図書といった個別の情報を体系的に蓄積し、検索可能とした商用サービスとして独立した市場を形成しています。

多くの記事データベースサービスは、顧客を図書館に限るものではなく、企業・団体・

学校・個人など幅広いユーザーにご契約いただいています。「欲しい記事を希望すれば、図書館から送信してもらえる」システムが出来上がることで、新聞社から企業などへのデータベースの販路を阻害してしまう恐れがあります。一つ一つの記事が送信利用されるたびに補償金が支払われるとしても、企業などがデータベース契約により支払う金額よりも総額では低額になるであろうことは容易に予想できます。また、契約・利用規約上で出力物の公衆送信や譲渡を禁じているケースでは、図書館によるコピー代行・送信が契約違反となる可能性が濃厚であり、制度の対象に含めれば現場に混乱を招くことにつながると考えております。

◇補償金制度について

従来からの複製も対象にするかどうか、補償金の実質的な負担者、などについては、関係者から幅広い意見を聴取した上で検討していくべきものと考えます。

以 上